

KADOTA-Office.com 2008.04

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mails: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の花: さくら
花言葉: 精神美

photo by Akiko.K

マクドナルドの店長職が「労働基準法における管理監督者か?」どうか争われ、残業代の支払が争点となった裁判は記憶に新しいところですが、労働基準法第41条に該当する管理監督者の考え方について、4月1日に1本の指示通牒がされました。

企業内取扱いとしての「管理職」の線引きは企業が自由に行うことができます。ただし「管理職」の範囲をそのまま「労働時間規定の適用が除外される」労働基準法上の「管理監督者」として取り扱うことは通常において「妥当ではない」というのが今までの通達でした。ただこの通達が現実的にならざるにまで影響を及ぼしていたか、ということ、一般社会における管理職・割増賃金を支払う/支払わない、という基準とは乖離していました。

この問題を巡り「厚生労働省労働基準局」から全国の労働基準監督署長に対して、4月1日、基監発第0401001号「管理監督者の適正化について」という指示通牒がでました。この指示通牒は、労基法第41条第2号の管理監督者の取扱いについて、解釈例規を引用しながら改めて基本的考え方を確認した後、

しかしながら、近年、以上のような点を十分理解しないまま、企業内におけるいわゆる「管理職」について、十分な権限、相応の待遇等を与えていないにもかかわらず、労働基準法上の管理監督者として取り扱っている例もみられ、中には労働時間等が適切に管理されず、割増賃金の支払や過重労働による健康障害防止等に関し労働基準法等に照らして著しく不適切な事案もみられ、社会的関心も高くなっているところである。』として、『労働基準監督機関としては、労働基準法上の管理監督者の趣旨及び解釈例規の内容について正しい理解が得られるよう十分な周知に努めるとともに、管理監督者の取扱いに関する相談が寄せられた場合には、企業内におけるいわゆる「管理職」が直ちに労働基準法上の管理監督者に該当するものではないことを明らかにした上で、上記の趣旨及び解釈例規の内容を十分に説明するほか、管理監督者の取扱いについて問題が認められるおそれのある事案については、適切な監督指導を実施するなど、管理監督者の範囲の適正化について遺憾なきを期されたい。』

としています。これを受け、全国の労働基準監督署においては、管理監督者の範囲についてより原則に忠実な解釈・運用を行いつつ、事業場に対する積極的な監督及び是正指導を展開していくことが予想されます。

全文を労務安全情報センター「労務安全資料室」で閲覧できます。

http://labor.tank.jp/db_siryou/index.php?pg=search_disp&get=51

門田より：厚生労働省の考え方としては、基本的に通達の考えを変えることがない、ということのようです。そうすると、現実と法・通達との乖離はより企業にとって理解を深めなければならない重要な課題となりますね。

編集後記：
先月の編集後記でつぶやいた「布」おむつへの反響、ありがとうございました！ やっぱ『えーっ！』という声が多かったのですが、なかには『うちもそうよ。』というものもありました。市内には、「布おむつの会」というものもあるのだそうです。この件は目下、活字になろうとしておりまして私も自分の考えをまとめているところです。そのうち、ひょんなところで見かけることがあるかもしれません。お楽しみに！ 娘はおかげさまでもうすぐ4カ月。どんどんお尻が大きくなってきて、女の子らしくなってきました。すでにおむつカバーは3代目。どこまで布おむつで過ごせるか…もう少し大丈夫そうです。
それにしても桜～今年は長く楽しめていますね、咲き始めの時期に寒いと長持ちをするのだそうです。当事務所の今野さんと4月の表紙は桜よね、とお話をしていたころ、「どれでもどうぞ」と頂いた桜の写真がどれも素敵で絞り切れず、2枚を一挙に表紙にしてみました。お楽しみください。
年金制度、後期高齢者医療制度など、今月も話題に事欠かない社会保険制度ですが、皆様のご心配が1つでも減るよう努めてまいりますので、ご質問等ございましたら、どうぞお気軽に当事務所の社会保険労務士にお問い合わせください。

『年金記録問題』『ねんきん特別便』をめぐる状況

◆ 全受給者・加入者 9,500 万人に発送開始

4月2日から、記録漏れの可能性が高い人以外の全受給者・加入者計 9,500 万人に向けて「ねんきん特別便」の発送が始まりました。6月以降には事業所経由での送付も予定されています。社会保険庁でも社会保険事務所における休日の相談日を増やす等、相談体制を強化する方針を明らかにしています。

◆ 民主党が「ヒント付き特別便」の独自法案提出へ

社会保険庁の発表によれば、これまでに「特別便」を送付した受給者の約4割に相当する約90万人が未回答であり、回答した約141万人のうち約103万人は「訂正なし」と答えています。実際には記録漏れの事例が相当数あるそうです(3月18日現在)。「特別便」を受け取っても、「具体的な情報が載っていないのでわかりにくい」「昔のことで思い出せない」という人が多いようです。

民主党では、「特別便」が届いても記録漏れに気付かないとみられる人(3月末までに特別便が届いた記録漏れの可能性が高い年金受給者・現役加入者のうち記録を訂正した人を除く)を対象に、記録漏れがあるとみられる記録やヒントを同封して「特別便」を再送する独自の法案(ねんきん特別便緊急支援法案)を今国会に提出する方針を示しています。

◆ 物証があれば社会保険事務所でも審査

またこれまで、自分の記録に誤り等があると思う人は、「年金記録確認第三者委員会」に申し出る必要がありましたが、家計簿や確定申告書のコピーなど、保険料を納付していた物的証拠があることで判断しやすい案件については、社会保険事務所に申し出て年金支給の是非を審査してもらえるようになりました。審査が進まない「年金記録確認第三者委員会」の審査を省略して記録回復のペースを上げるのがねらいだそうです。

また、厚生労働省は、国民年金加入者が満額の受給額を確保した後も保険料を払い続けてしまった分について、返還する制度の創設も検討しているようです。

Topics ~ 日々流れる情報をスポットでお知らせ!

【労働・雇用】

- マクドナルド元店長4人が残業代支払い求め提訴 (3/22)
- 「在留カード」発行で外国人情報を一元管理へ (3/27)
- NECが全社的に在宅勤務・テレワークを導入へ (3/31)
- トヨタ・日産などの販売会社がみなし労働時間制廃止へ (4/5)
- 「洋服の青山」の青山商事が店長・課長を管理職から外す (4/9)

【年金】

- “宙に浮いた年金記録” 新たに341万件に給付可能性 (3/26)
- “消えた年金記録” 物証あれば社保事務所でも審査可能 (3/27)
- 「ねんきん特別便」記載ミスのまま約2万通送付 社保庁 (3/28)
- 「ねんきん特別便」全受給者・加入者 9,500 万人に発送開始 (4/2)

【その他】

- 「後期高齢者制度」を「長寿医療制度」に呼び名を変更 (4/2)

Kadota office.com 2008.04

#発行:2008年4月10日 #編集・構成:Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>